

国立大学法人宮崎大学随意契約公表基準

〔平成18年7月20日〕
〔財務部長決定〕

この基準は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）第52条に定める、随意契約の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

1．公表の対象とする随意契約

公表の対象とする随意契約は、国立大学法人宮崎大学会計規則第36条第3項又は第4項の規定により締結された随意契約（売払及び貸付を除く。）のうち予定価格が規程第33条別表1の金額を超えるもの（以下「公表対象随意契約」という。）とする。

2．公表の時期及び方法

契約担当役等は、公表対象随意契約につき、随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に本法人のホームページ上に掲載する方法により公表を行うものとする。なお、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した随意契約については、93日以内に公表を行うものとする。

また、公表は、少なくとも随意契約を締結した日の翌日から起算して一年が経過する日までホームページに掲載するものとする。

3．公表内容

契約担当役等は、公表対象随意契約に関し、次に掲げる事項を掲載するものとする。

随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

該当部局の名称及び所在地

随意契約を締結した日

随意契約の相手方の氏名及び住所

随意契約に係る契約金額

随意契約によることとした理由

その他必要事項

なお、随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的な理由を簡潔に掲載するものとする。